

犯罪情報官 速報



まだまだ詐欺の ハガキやメールが届いています！

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

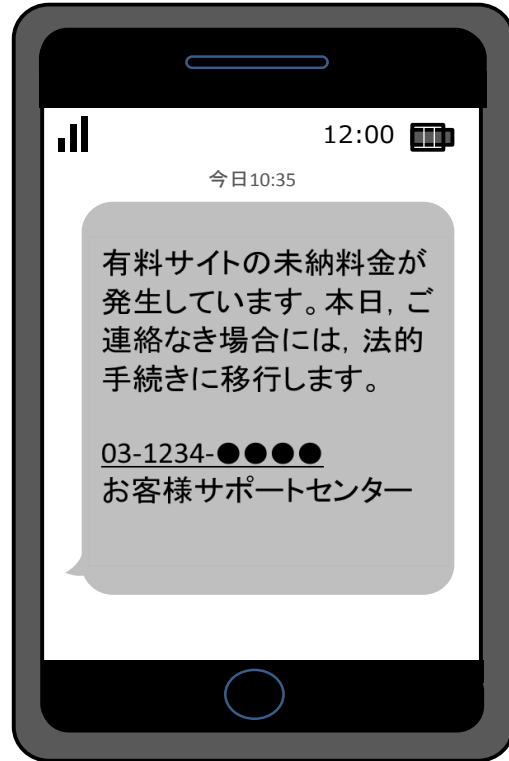
尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 年 月 日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）



【こんなハガキやメールは詐欺です！】

もし、相手に連絡してしまうと……

「訴訟の取り下げ費用が必要」「支払わないと裁判になる」

「コンビニで支払って」「あとで返金する」

などと言われ、電子マネーや収納代行で支払いを要求されます。



被害にあわないために

記載された電話番号には、絶対に連絡しないでください。
一人で決めずに、必ず誰かに相談しましょう。

<p>平成 28 年～平成 32 年</p> <p>「めざそう！ 安全・安心・日本一」</p> <p>ひろしまアクション・プラン</p>	<p>運動目標 県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる 日本一安全・安心な広島県の実現</p> <p>重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な犯罪被害の抑止 ● 子供・女性・高齢者等の安全確保 ● 新たな犯罪脅威への対応 	<p>なくそう特殊詐欺被害 アンダー 5 ↓ 作戦</p>
---	--	--

※ この情報を、掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。